

NO.	項目	条	項	号	御意見の内容（要旨）	県の考え方	
						結論	理由
	前文						
1		1段落			<p>1段落目「私たちすべての願いである。」に続いて、「これまでも、県民一人ひとりが、このような思いを持って、基本的人権が尊重され、相互に支え合う地域社会を築くために、先人たちによりたゆまぬ努力が重ねられてきた。」を追加してください。</p> <p>県による障害福祉政策の背景には、県民や障害当事者の、差別をなくすための地道な取り組みがあります。そのうえに今日があることを前文にしっかりと書き込むべきです。</p>	御意見として賜ります	前文第2段落で県による障害福祉行政について述べており、この推進にあたっては、県民の皆様の御理解や御協力をいただいているものと考えております。
2		3段落			<p>前文第3段落における「社会的障壁」の記述は「誤解」「偏見」「理解不足」が列記されている。この記述は社会的障壁の内容としてはきわめて部分的で正確でなく、この3つのみを列記することは、社会的障壁は人間の感情・感覚によるものだ、というすでにある誤解を強化することにつながる。そして誤解・偏見・理解不足が「事物・制度・慣行・観念」を醸成している。つまりは誤解・偏見・理解不足等によって醸成された事物・制度・慣行・観念等が社会的障壁であるという理解をしなければならない。したがって、上記7語の列記もしくは障害者基本法の記述を踏襲することを求める。法文にもなっている概念の記述について敢えて一部を欠く記述とするのは、意図的なものを感じざるを得ない。</p>	現在の規定で読み込める内容となっております	<p>社会的障壁の定義につきましては、第2条第3号で規定しております。</p> <p>なお、この部分の記載は条例検討会において障害を理由とする差別は障害や障害のある人に対する理會不足に起因しているとの御意見を尊重した表現としております。</p>
3		3段落			<p>3行目「情報の取得又は利用のための手段や意思疎通のための手段が十分に確保されていない等、困難や不便を余儀なくされ、暮らしにくさを感じている状況がある」を「情報の取得又は利用のための手段や意思疎通のための手段が十分に確保されていない等、障害者に対する性別、年齢や障害の状態に応じた配慮が十分でないことなどにより、困難や不便を余儀なくされ、地域における安心した生活を妨げられたりしている状況がある。」と変更してください。</p> <p>合理的配慮は、情報保障や意思疎通保障に限りません。幅広く、年齢や性別、障害の特性に応じたものであることを示すため、情報保障・意思疎通だけを取り上げるよりは、包括的にすべての障害者に当てはまる書きぶりであるべきです。「年齢・性別・特性に応じた配慮」という文言を追加する必要があります。</p>	現在の規定で読み込める内容となっております	中間案第7条第2項（最終案第8条第2項）において、合理的配慮の提供にあたっては、障害のある人の性別、年齢及び障害の状態等に応じた配慮をすることとしております。

4		5段落			5行目「・・・などを通じて、社会的障壁の除去に取り組んでいかなければならない。」を「・・・などを通じて、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなあらゆる社会的障壁の除去に取り組んでいかなければならない。」上の理由と同じく、例示が情報コミュニケーション保障に偏りすぎているため、それ以外の合理的配慮にも同じように取り組む姿勢を示す書きぶりをする必要があります。	現在の規定で読み込める内容となっております	中間案第7条第2項（最終案第8条第2項）において、合理的配慮の提供にあたっては、障害のある人の性別、年齢及び障害の状態等に応じた配慮をすることとしております。
5		6段落			前文第6段落の記述について「～法律の趣旨を踏まえ、障害のある人に対する差別をなくし、障害がある人もない人もお互いを理解し、～に』と修正すべきである。この条例の目的が障害者差別をなくすことで共生社会を実現することであるならば、障害者差別の語を加えるべきである。条例が意図することが差別の解消であるならば、様々な文言を明確化していくことが重要である。障害者差別という事象を、解決すべき課題として世間に一般化していく必要があるからだ。障害者差別は県内に厳然としてある。県全体としての大目標が“共生社会の実現”であるならば、大きな阻害要因である差別の課題は公明正大に議論し解決していく必要があり、そのための明確な記述が求められる。	現在の規定で読み込める内容となっております	障害のある人に対する差別の解消は、この段落の前の5段落目で言及しております。
6					条例制定の趣旨を記述した序文は望ましい内容だと思います。	御意見として賜ります	
	第一章						
7	定義	2		1	難病の（）書きが消えたことは嬉しかったです。	御意見として賜ります	
8	定義	2		2	条例で規定している「事業者」は非常に分かりにくいので、工夫が必要である。法が施行されたとき、国のQ&Aでは、「個人か団体か、営利目的か非営利目的かを問わず、同種の行為を反復継続して行う者、対価を得ない無報酬の事業や社会福祉法人やNPO法人の行う非営利事業も含まれる」などと説明されている。すなわち、ほとんどの人が事業者の中に含まれることになる。	御意見として賜ります	本条例の事業者の定義について、条例の効力が及ぶ範囲が県の区域内であるという制限を除けば、障害者差別解消法と異なる定義とする必要はないと考えております。なお、御指摘のとおり、事業者には営利・非営利、法人・個人の別はありません。このことは今後作成するガイドラインにも明記してまいります。
9	定義	2			「障害を理由とする差別」は、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」だと定義していただきたい。（類似 2件）	現在の規定で読み込める内容となっております	中間案第7条（最終案第8条）の見出しを「障害を理由とする差別」としており、第1項では「不当な差別的取扱いの禁止」を、第2項では「合理的配慮」をそれぞれ規定をしております。

10	定義	2			<p>「不当な差別的取扱い」の定義規定を加えるべきと考えます。(類似 1件)</p>	最終案に反映いたします	<p>中間案第7条第1項(最終案第8条第1項)を以下のとおり修正します。 「第8条 何人も、障害のある人及びその家族その他の関係者に対して、障害を理由とする不当な差別的取扱い(障害を理由として、正当な理由なく、商品、サービス若しくは各種の機会の提供を拒否すること、その提供に当たって場所、時間帯等を制限すること又は障害のない人に対し付さない条件を付すことその他の障害のない人と異なる不利益な取扱いをすることをいう。)をすることにより、これらの者の権利利益を侵害してはならない。」</p>
11	定義	2			<p>「合理的配慮(調整)」の定義規定をもうけるべきで、以下のような規定を提案する。 「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの(権利条約)」 さきの障害の社会モデル同様、障害者差別解消に関する最も重要な概念・用語であり、定義として規定すべきである。 合理的配慮(調整)の概念は障害者権利条約で登場し広まりつつあるが、これまでの障害者施策や啓発事業が情緒的な傾向であることもあって、同様に情緒的な訳語がついている。それにより合理的配慮も「思いやり」の延長のような捉え方をされている場合が少なくない。権利条約で定義されたように「必要かつ適当な変更及び調整」が合理的配慮(調整)であることを示さなければならない。 大綱の段階では不完全ながら定義規定があったが、中間案ではさらに形が崩れて第七条に紛れ込んでいる。この条文からは述べているような合理的配慮の様相はまったく読み取れない。 こうした規定は県民にとっても非常に不親切であり、きわめて中途半端である。県民にとっての指針となる条文の検討を強く求める。(類似 1件)</p>	現在の規定で読み込める内容となっております	<p>合理的配慮については、その内容を中間案第7条第2項(最終案第8条第2項)で詳細に規定しております。 また、ガイドラインの中で合理的配慮の基本的な考え方や具体例を示したいと考えております。</p>

12	定義	2		<p>「障害の社会モデル」の定義規定をもうけるべきで、以下の規定を提案する。</p> <p>規定例</p> <p>「障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方をいう。(東京都条例)」</p> <p>定義規定から「障害の社会モデル」をはずしたのも不可解極まりない。大綱の段階ではあったにもかかわらずである。団体説明会の意見書で「学識者によって生み出された言葉で、なじみにくい」という意見があったが、法理はたいてい学説などのアカデミックな領域で形成される。なじみにくい言葉を条文から排除していったら日本の法体系は崩壊する。「障害の社会モデル」は“障害”の概念・捉え方を一変させた画期的なもので、差別に満ちあふれた現在の社会システムを変革する上できわめて重要な概念である。県民への理解促進を目指す上でも不可欠な規定で削除は考えられない。</p> <p>学説レベルでは“人権モデル”も登場しているが、市民権を得るには至っていない。社会モデルは障害者が被る社会的不利の原因を社会システム・態度に見いだすものであり、社会的不利をもたらしている障壁の除去によって、保障されるべき人権が平等・公正に享受できるようにしようという方向性を示している。</p> <p>したがって、合理的配慮(調整)と並び障害者差別解消に関する最も重要な概念・用語であり、定義として規定すべきである。(類似 1件)</p>	現在の規定で読み込める内容となっております	本条例の中で、「障害の社会モデル」という単語が第3条第5号にしか出てこないため、括弧書きで定義を記載しております。なお、「障害の社会モデル」の考え方については、ガイドラインの中で示したいと考えております。
13	定義	2		<p>「障害の特性に応じた多様な意思疎通等の方法」を加える。(提案)</p> <p>「障害の特性に応じた多様な意思疎通等の方法とは、手話、触手話、口話、身振り、要約筆記、筆談、音声、手書き文字、点字、指点字、浮き出し文字、音訳、朗読、代読、代筆、拡大文字、平易な表現、絵図、絵文字、記号、透明文字盤、重度障がい者用意思伝達装置、パーソナルコンピュータ等の情報機器、その他の障がいの特性に応じて利用される意思等の伝達手段を言う。」</p> <p>障害の特性に応じた多様な意思疎通等の方法を定義で規定することにより、広く理解につながる。</p>	一部最終案に反映いたします	障害の特性に配慮した情報提供や意思疎通の手段の具体例については、前文の第5段落に記載しております。また、中間案第18条第1項(最終案第19条第1項)を以下のとおり修正します。「第19条 県は、市町村、県民及び事業者等において、手話、拡大文字、筆記、点字、音声、触手話(触覚により認識することができる手話をいう。)、平易な表現その他の障害の特性に応じた多様な意思疎通等の方法が普及するよう必要な施策を講ずるものとする。」なお、障害の特性に応じた多様な意思疎通の方法については、ガイドラインに記載することにより周知してまいります。

14	基本理念	3		2	<p>第三条2項に「障害者への就労支援の強化」を加えていただきたい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労の場の整備（障害者雇用事業者への支援等） ・賃金向上に向けた取り組み 	御意見として賜ります	障害者への就労支援は、障害福祉施策の重要な柱と考えておりますが、本条例は障害を理由とする差別の解消と情報保障を柱としております。
15	基本理念	3		3	<p>「可能な限り、意思疎通のための手段について」を「可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段について」とし、「言語（手話を含む）」を追加すべきである。</p>	御意見として賜ります	手話の「言語」としての公的認知については、別に制定を進めている「手話言語条例」で規定しております。
16	基本理念	3		3	<p>「可能な限り」の文言は省くとともに、文中に助詞の「の」が多すぎ意味がわかりづらいので条文を以下のように修正してはと思います。</p> <p>「全ての障害のある人は、意思の疎通を図るための手段を選択する機会が確保されるとともに、情報を取得または利用するための手段を選択する機会の拡大が図られること。」</p> <p>理由 基本理念は原則なので、初めから「可能な限り」と制限を設けるのは条例制定の趣旨から望ましくないと思います。できない理由の「過重な負担」について説明がつけば問題は起こりにくいと思います。</p>	御意見として賜ります	予算的・技術的制約等もあることから、「可能な限り」という文言を入れております。
17	基本理念	3			<p>障害者基本法第3条第2号にならって、「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人と共生することを妨げられないこと。」を規定すべきである。</p> <p>『大綱に対する意見』への回答において、引き合いに出された中間案「基本理念五」によって読み込めるというのは理解に苦しむ。中間案「基本理念五」は、多様な人々によって地域が構成されている、という前提に立っているが、目下障害者福祉の一番の命題は「いかにして障害者を地域（隣近所）へ移行していくか」であり、多様な人々の枠組みから外れ、既述の前提には至っていないというのがまっとうな認識であろう。そして現に宮城県はこの課題を象徴する施設入所者の地域移行に関して、障害福祉計画において目標数を設定していない。つまり、“まだ”多様な人々によって地域が構成されているというには尚早ではないか。</p> <p>以上のことをもって、文言の変更を求める。</p>	現在の規定で読み込める内容となっております	第3条第5号に「多様な人々により地域社会が構成されている」という基本認識の下に、障害、障害のある人及び障害の社会モデルに関する理解を深めることを基本理念に掲げており、地域社会での共生について言及しております。
18	県の責務	4	1		<p>第4条1項に「保健、福祉、医療など関係機関のネットワークの強化」を加えていただきたい。</p>	御意見として賜ります	御指摘のあったネットワークの強化は、障害福祉施策において推進すべき事項と考えておりますが、本条例は障害を理由とする差別の解消と情報保障を柱としております。
19	県の責務	4			<p>県の責務について、「各機関・事務所・団体に、公報と合わせて教育と指導を実施する」と追加することを希望します。啓発活動が無いと、理解を得られず、具体的な考え・行動に繋がらないので、条例を作った意味がありません。</p>	現在の規定で読み込める内容となっております	中間案第15条及び第16条（最終案第16条及び第17条）では、県の施策として普及啓発や教育の推進を規定しております。

20					行政機関と事業者は、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係者に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならないことを明記すべき。障害者差別解消法第5条の合理的配慮の基礎としての「環境の整備」の視点は重要である。	御意見として賜ります	だれもが住みよい福祉のまちづくり条例において、環境整備に関する規定を設けており、本条例と相互に補完し合う関係となっております。
21					第5条の次に「障害者団体の役割」を追加する。具体的な条文としては、たとえば、 「障害者団体は、基本理念にのっとり、障害及び障害者についての理解を深めるための活動並びに障害を理由とする差別の解消に資する活動に取り組むとともに、県及び市町村が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。」	最終案に反映いたします	中間案の第5条の次に以下の条を追加します。 「(障害者団体の役割) 第6条 障害者団体は、基本理念にのっとり、障害等に関する理解を深めるための活動及び障害を理由とする差別の解消に資する活動に取り組むとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消及び共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努めるものとする。」
22					市町村との連携について、追加すべきである。	現在の規定で読み込める内容となっております	市町村との連携については、第4条第2項に規定しております。
	第二章						
23	障害を理由とする差別の禁止	7	1		<p>ここでの意見は、「分野別規定を設けるべき」ということに尽きる。</p> <p>私は条例制定の作業が始まって以来障害者県民の立場で深く関わり、幾度となく意見を述べてきた。分野別規定については、生活分野ごとに不当な差別的取扱いと合理的配慮(調整)の不提供の禁止を規定すべきである旨意見を述べ続けている。今回の意見も同趣旨である。すなわち、</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスの提供 医療の提供 商品及びサービス(役務)の提供 労働及び雇用 教育(幼保・学校) 建築物・公共交通機関等の利用 不動産 意思表示の受領 情報の提供 性別の違い、家族形成 不快な対応、ハラスメント 災害時対応 <p>この特に障害者差別が起こりやすい12分野(領域)につきそれぞれ不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の不提供の禁止を規定することだ。これらの分野別に基本的な禁止事項を明記することは、県民にとっても非常にわかりやすい。この条例は紛争解決の根拠条例にもなる。その判断基準としても使えるものでなければならない。この意味においても、現在の方針であるガイドラインへの記載は避けるべきだ。そしてこのたび公開されたガイドラインの未定稿pp19~20には、上記項目すべてではなく内容も精査が必要だが、私が意図した趣旨で整理されている。これをなぜ条文に書けないのか、とても不可解だ。(類似 1件)</p>	ガイドライン作成時の参考といたします	障害を理由とする不当な差別的取扱いは全て重大な事案であるにもかかわらず、条例に記載されているものとされていないものがあるということは避けるべきだと考えております。御指摘のあった分野別の規定につきましては、ガイドラインに盛り込み、周知徹底を図っていきたいと考えております。

24	障害を理由とする差別の禁止	7	1		第7条第1項について、「差別的取扱い」を「差別的対応」に変えていただきたい。取扱いでは、人間を物扱いしている。	御意見として賜ります	「差別的取扱い」は障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律でも用いられる言い回しであることから、本条例でも用いております。
25	障害を理由とする差別の禁止	7	1		第7条第1項について、「これらの者の権利利益を侵害してはならない」を「これらの者の権利利益を阻止したり侵害してはならない」に変えていただきたい。	御意見として賜ります	「権利利益を侵害してはならない」は障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律でも用いられる言い回しであることから、本条例でも用いております。
26	障害を理由とする差別の禁止	7			本条は、第2章の「体制整備」のなかの条文なので、違和感がある。どうしてもこの位置に入れるなら、「差別の禁止の例示」とし、第1項は「不当な差別的取扱い等の事例の例示」、すなわち、ガイドライン作成とか、第2項は「社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮に関する環境の整備」とかに変更すべきです。 しかし、最も良い方法は、現行条文を、第1章の「総則」の第3条の次条に入れるか、第3条の基本理念のなかに入れるかである。	御意見として賜ります	条例の構成については、他の条例を参考として規定する部分が多いことを御理解願います。
27	差別に関する相談	8	1		相談する主体の中に、「事業者」も加えるべきである。	御意見として賜ります	障害を理由とする差別の禁止の対象は、障害のある人及びその家族その他の関係者であることから、これらの者が県に相談できることとしております。 このため、事業者が、「その他の関係者」に該当する場合は相談をすることができます。 なお、「その他の関係者」とは、例えば、同行援護や意思疎通支援を行うなど、障害のある人を支援する者のことです。
28	差別に関する相談	8	1		「障害のある人及びその家族その他の関係者」を「何人も」に置き換えるべきである。	御意見として賜ります	障害を理由とする差別の禁止の対象は、障害のある人及びその家族その他の関係者であることから、これらの者が県に相談できることとしております。
29	差別に関する相談	8			第8条第1項に「相談支援窓口の充実」を加えていただきたい	御意見として賜ります	障害を理由とする差別解消に向けた体制整備の中で相談窓口を設置するとともに、実際の相談件数をみながら、その後の体制等については検討したいと考えております。
30	差別に関する相談	8			県が行うべき障害を理由とする差別の相談（第8条）について、その相談体制及び相談方法等具体的な内容を明示すべきである。	御意見として賜ります	条例に基づいた相談体制や相談方法等については、今後県において検討の上、具体的に定めてまいります。
31	差別に関する相談	8			障害を理由とする差別に関する相談には、次の項目について相談ができると明記すべきと考えます。 ①条例で規定する不当な差別的取扱いに関すること ②条例で規定する合理的配慮の不提供に関すること ③障害があることや、年齢、性別によって複合的に起こる困難に関すること ④障害者に不快の念を起こさせる言動・態度等(ハラスメント)に関すること ⑤障害者虐待防止法に関すること ⑥その他	御意見として賜ります	障害を理由とする差別に関する相談については、対象を限定することなく相談に応じてまいります。

32	差別に関する相談	8			障害による差別に関する相談は、視覚障害者は移動に不自由を抱えていることもあり、各地域でも相談を受けられるようにしてほしい。	御意見として賜ります	障害を理由とする差別に関する相談については、対象を限定することなく相談に応じてまいります。 なお、障害を理由とする差別に関する相談については、県だけではなく市町村でも対応しておりますので、お住まい近くの相談窓口を利用することができます。
33	差別に関する相談	8			相談には条件を設けずに全て受け付け、対応していくと共に障害者のアクセスの問題にも配慮された相談支援体制を整えていただきたい。	御意見として賜ります	障害を理由とする差別に関する相談については、対象を限定することなく相談に応じてまいります。 なお、障害を理由とする差別に関する相談については、県だけではなく市町村でも対応しておりますので、お住まい近くの相談窓口を利用することができます。
34	差別に関する相談	8			盲ろう者は、相談に行くための移動、相談員とのコミュニケーションや意思疎通、連絡・通信、必要な情報の取得や受診が自力ではできない困難を抱えており、盲ろう者への支援体制がしっかりできるようにしてほしい。 相談には条件を設けずに全て受け付け、対応していくと共に障害者のアクセスの問題にも配慮された相談支援体制を整えていただきたい。	御意見として賜ります	障害を理由とする差別に関する相談については、県だけではなく市町村でも対応しておりますので、お住まい近くの相談窓口を利用することができます。 なお、障害を理由とする差別に関する相談については、対象を限定することなく相談に応じてまいります。
35	差別に関する相談	8			大綱（素案）では、「特定相談」であったが、中間案では、「障害を理由とする差別に関する相談」と修正され、分かりやすくなり、このまま最終案に反映してほしい。	御意見として賜ります	
36	差別に関する相談の委託	9	1		相談のハードルを下げるために、また、「声なき声」を受け止めるために、その相談業務の委託先については、障害者団体の意見を聞くこと。 第7条の規定に違反する取扱いを受けたと認める場合は、第8条～第9条で相談に応じ、また応じてもおその解決が見込めないときは、第10条以降の「助言又はあっせん」を求められることができるようにすることが重要である。 どのような相談も受け止める窓口がなければ、相談の掘り起こしには繋がらないので、相談対応体制を柔軟に、広く、確保してほしい。	御意見として賜ります	県が業務を委託するにあたっては、当該業務を適切に遂行する能力があるかを判断した上で委託することとしております。 なお、障害を理由とする差別に関する相談については、対象を限定することなく相談に応じてまいります。
37	差別に関する相談の委託	9	1		相談機関は委託とせず、県機関として圏域ごとに設けるべきである。（類似 1件）	御意見として賜ります	障害を理由とする差別に関する相談については、県だけではなく市町村でも対応しておりますので、お住まい近くの相談窓口を利用することができます。

38	差別に関する相談の委託	9	1	<p>相談業務は委託せず、県が障害者の人権保障に精通した人を広域専門相談員として直接雇用し、事例の相談にあたるだけでなく、その集約、分析にあたり、県の他部署とも連携し、政策に活かせるよう責任をもっておこなってください。</p> <p>県の人事異動でたまたま障害福祉課の職員になった者があたるのではなく、障害者の人権擁護に実績のある人を相談員として雇う必要があります。</p> <p>「広域専門相談員の選定にあたっては、あらかじめ調整委員会の意見をきかなければならない」との規定を設けてください。</p> <p>相談窓口は、最低でも各保健圏域に1箇所は設置し、郵便・電話・メール・FAX・チャットシステム・テレビ電話をつかったオンライン相談もできるようにしてください。</p> <p>また、移動が困難な場合に、希望に応じて相談員による訪問（アウトリーチ）も可能な人員体制にしてください。</p> <p>広域専門相談員だけでなく、地域の実情に応じた相談を可能とするため、障害者の人権擁護に熱意と識見をもつ地域相談員を委嘱するようにしてください。</p>	御意見として賜ります	<p>県が業務を委託するにあたっては、当該業務を適切に遂行する能力があるかを判断した上で委託することとしております。</p> <p>また、障害を理由とする差別に関する相談については、県だけではなく市町村でも対応しておりますので、お住まい近くの相談窓口を利用することができます。</p> <p>なお、障害を理由とする差別の相談については、個人情報保護の観点から慎重に取り扱う必要があります。また相談内容を確認しながら対応する必要があることから、電話や面談での対応が基本になると考えております。</p>
39	差別に関する相談の委託	9	1	<p>「適当と認める者」というところに全て委託するのではなく、相談者が安心、信頼できる新しい組織を県の責任で作って欲しい。既存の組織に委託するよりも新たな組織、人材も必要ではないか。</p>	御意見として賜ります	<p>県が業務を委託するにあたっては、当該業務を適切に遂行する能力があるかを判断した上で委託することとしております。</p> <p>なお、相談業務を委託する場合でも、県に直接相談することを希望する方には、県において相談対応いたします。</p>
40	助言又はあっせんの申立て	10	1	<p>助言又はあっせんの申立てができる主体を「障害のある人及びその家族その他の関係者」に限定せず「何人も」とし、対象となる事案を「事業者」に限定しないよう「事業者による」を削除すべきである。</p> <p>違反する事業者だけに限定する意味合いを条例全体の関係で再考してほしい。何人も、相談し、何人も助言やあっせんを求める体制にしてほしい。</p>	御意見として賜ります	<p>本条例では、助言又はあっせんの申立てについて、申立ての相手方に事実の調査への協力義務を課すとともに、正当な理由なきあっせん案の受諾拒否等には事実を公表するなどの規定を設けており、これらは相手方が事業者であることを前提とした制度設計となっています。</p> <p>そのため、申立ての対象は事業者による不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に限定しております。</p>

41	助言又はあっせんの申立て	10	1		<p>「事業者による第7条第1項又は第2項に係る事案（以下「対象事案という」）」の、「事業者による」という限定は、削除すべきである。</p> <p>第7条の主語は、「何人も」「県及び事業者」「県民」となっている。それゆえ、「事業者」だけに限定しているのは不自然である。</p> <p>第8条においても、差別に関する相談を限定していないので。</p> <p>「何人も」は、私人からの差別を含んでいる。差別に関する人権相談の大多数は私人間によるものであるので、差別禁止の普及啓発のためにも、限定せず、どのような相談にも応じてほしい。</p> <p>また、「県」の場合は、行政不服審査法その他の法令により、審査請求その他の不服申立てをすることができることを明記すべきである。</p> <p>また、地方公共団体職員対応要領が既に制定されてるので、服務規程違反として処理してほしい。</p> <p>「県民」については、障害者差別が日常生活の全般において発生していることをふまえ、限定することは、実効性を失わせることになる。</p>	御意見として賜ります	<p>本条例では、助言又はあっせんの申立てについて、申立ての相手方に事実の調査への協力義務を課すとともに、正当な理由なきあっせん案の受諾拒否等には事実を公表するなどの規定を設けており、これらは相手方が事業者であることを前提とした制度設計となっています。</p> <p>そのため、申立ての対象は事業者による不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に限定しております。</p> <p>なお、県による不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供は、既に制定されている対応要領の中で事案の解決について規定しており、事案の解決の枠組みが既に整備されております。</p> <p>なお、審査請求は、県の行政処分に対する不服申立てであることを御理解願います。</p>
42	助言又はあっせんの申立て	10	2	1	<p>第10条第1項で、助言あっせんの申立てが知事に対してできるとされていますが、助言あっせんの申立ては、調整委員会に対してできるようにすべきです。</p> <p>知事への申立てとなると、助言あっせんが必要かそうでないかを知事（県）が恣意的に選別できることとなります。他の自治体では、調整委員会に申立てができるものとなっています。</p> <p>あるいは、知事に申立てする場合でも、申立てがあればすべて調整委員会に助言あっせんを行うよう求める建て付けとなっています。宮城県でも知事ではなく、調整委員会に申立てできるようにしてください。</p>	御意見として賜ります	<p>助言又はあっせんの申立てがあった場合には、知事は、その申立てのあった事案について、事実の調査を行い、その結果に基づき、当事者に対して事案の解決のための助言を行うことで解決が見込める場合は助言を行うこととしております。</p> <p>また、助言ではなく、あっせん案を提示することが事案の解決に資する場合は調整委員会にあっせんを行うよう求めることとしております。</p> <p>なお、他県の条例のほとんどが、助言あっせんの申立ては「知事」が受け付けることとしています（委員会としているのは、京都府と福岡県の2例のみ）。</p>

43	助言又はあっせんの申立て	10	2	2	<p>第10条第2項第2号の規定は削除すべきである。 同一の事案か否かは判断が極めて困難な上、同一の事案について助言又はあっせんの申立てを行うことは、むしろ問題が依然として解決されないままの状態が続いていることを意味するのであるから、同一の事案であることを理由に申立てを排除すべきではない。(類似 1件)</p>	御意見として賜ります	<p>紛争を一回の手続きで解決し、蒸し返しを防ぐ観点から同一の事案の再度の申立てを認めることは妥当ではないと考えております。 同一の事案について繰り返し助言やあっせんの求めができたとしても、事実関係に変わりがない場合には、調整委員会でのあっせん案の内容に大きな変更は想定されないこと、また、対応する事業者に過度な負担を求めることになるため、再度の申立てを認めることは難しいと考えております。 なお、「同一の事案」に該当するかは、「当事者が同一」であることと、「事案が同一」であることの2つの要件を満たすかで判断します。 「当事者が同一」であるかは、助言又はあっせんの申立てを行った者と、その相手方である事業者が同一であるかで判断します。 「事案が同一」であるかは、当該事案が発生したとされる時間、場所、障害を理由とする差別の内容が同一であるかで判断します。 従って、障害を理由とする差別の内容が同一であったとしても、時間や場所が異なるものは、事案が同一とはなりません(別の事案となります)。</p>
44	助言又はあっせんの申立て	10	2	3	<p>第10条第2項第3号の規定は削除すべきである。 条例が制定されたからといって、これまで障害を理由とする差別の声を上げられなかった障害のある人等が、直ちに声を上げると考えるのは相当ではない。意を決して声を上げた時にはすでに3年を経過している場合があることを考慮すべきである。(類似 3件)</p>	御意見として賜ります	<p>対象事案の発生から時間が経過すると事実の確認が困難になるとともに、民法上、不法行為の消滅時効が3年とされていることを踏まえると、3年以上遡る事実についての調査協力義務を事業者に課すことは、事業者に対して過度な負担を求めることになるため、原則として、発生から3年を経過した対象事案については、助言又はあっせんの対象外とせざるを得ないと考えております。 なお、発生から3年を経過したものであっても、例えば、申立人が入院治療していた場合のように、期間の経過がやむを得ない場合は、「その間に申し立てをしなかったことにつき正当な理由がある場合」に該当し、申立てできることとしております。</p>

45	助言又はあっせんの申立て	10	2		<p>第2項各号の、助言又はあっせんの申し立てに関する除外規定は不要である。</p> <p>法制定時、紛争解決は既存機関の活用を図ることで、自公民が三党合意した。既存機関とは、地方公共団体の相談や法務局の人権相談も意味した。</p> <p>人権侵犯事件統計では、私人間の侵犯事件がほとんどを占める。</p> <p>相談の門戸を狭めないことが大事で、差別の疑いのある事案について、受付窓口を制限してはならないし、あっせんについても同様で、限定してはならない。仮に、私人から差別の相談であっても、相談を拒むことがあってはならない。</p> <p>紛争はさまざまな面を持っている。単に、相手方の思い込みや誤解の場合もある。その場合、少し相手方に配慮してもらえれば、解決が可能な軽微な事案もある。</p> <p>また、一定の利害関係や権利侵害が想定され、正しい理解や情報提供では納得が得られないような事案もあるが、一定の期間をかければ、合意が望めそうな事案もある。</p> <p>さらには、対立関係が非常に強く、合意的な解決では、解決が望めない事案もある。それゆえ、除外したり、排除したりしない窓口対応や紛争解決の体制づくりが必要である。</p> <p>この条例は法の補完的意味合いが大きい。相談体制と紛争解決体制の実効性をしっかり担保することが、条例の主目的である。</p>	御意見として賜ります	<p>申立ての事案が、障害者雇用促進法の規定に基づき紛争の解決ができる場合は、同法に基づき雇用分野の特性を踏まえた紛争解決ができることから、条例の助言・あっせんでの紛争解決の対象外としています。</p> <p>(第1号)</p> <p>また、同一の事案について、繰り返し助言やあっせんの求めができたとしても、事実関係に変わりがない場合には、調整委員会でのあっせん案の内容に大きな変更は想定されないこと、また対応する事業者に過度な負担を求めることになるため、再度の申立てを認めることは難しいと考えております。(第2号)</p> <p>また、事案の発生から時間が経過すると事実の確認が困難になるとともに、民法上、不法行為の消滅時効が3年とされていることを踏まえ、原則として、発生から3年を経過した対象事案については、助言又はあっせんの対象外とせざるを得ないと考えております。(第3号)</p> <p>なお、県による不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供については、既に制定されている対応要領の中で事案の解決について規定(監督的地位にある職員は、相談等があった場合は迅速に状況確認するとともに適切な対応をとることが義務づけられています)しており、また、私人間の不当な差別的取扱いについては、法務局の人権相談において、事案の解決の枠組み(準備されている7種類の救済措置の中から必要に応じて適切な措置が講じられることされています。)が既に整備されております。</p> <p>そのため、本条例では、申立ての対象は事業者による不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に限定しております。</p>
46	助言又はあっせんの申立て	12	1	1	<p>助言あっせんを行う機関は知事ではなく、調整委員会とすべきです。とくに、第12条第1項の、「必要があると認めるときは」という文言は問題です。必要性を判断するのは、調整委員会であり、知事ではありません。申立のあった事例は、すべて調整委員会にかけ、助言あっせんの必要性も含めて検証される建て付けにしてください。</p>	御意見として賜ります	<p>助言又はあっせんの申立てがあった場合には、知事は、その申立てのあった事案について、事実の調査を行い、その結果に基づき、当事者に対して事案の解決のための助言を行うことで解決が見込める場合は助言を行うこととしております。</p> <p>また、助言ではなく、あっせん案を提示することが事案の解決に資する場合は調整委員会にあっせんを行うよう求めることとしております。</p>
第三章							

47	啓発活動	15			差別の未然防止の取り組みも含めて考えるべきである。ガイドラインも含めて、積極的な啓発活動につながるようにして欲しい。また、前文に東日本大震災の際の状況が書かれていることから、条文でもリンクするように「緊急時」「災害時」の対応について啓発していくための内容が記述されるとさらに有意義である。私たち盲ろう者には特に命にも関わることであり、記述して欲しい。	一部最終案に反映いたします	中間案第18条（最終案第19条）に次の1項を加えます。 「4 県は、市町村その他の関係機関と連携して、災害その他非常の事態の場合において、障害のある人に対し、その安全を確保するために必要となる情報を迅速かつ的確に伝えられるよう、多様な情報提供の手段を確保するよう配慮するものとする。」 なお、差別の未然防止のためには、障害特性や障害のある人に必要な配慮を知ることが重要と考えておりますので、しっかりと普及啓発に努めてまいります。
48	教育	16			教育における差別の禁止を明確にすべきと考えます。地域の普通学級で共に学ぶことを原則にすべきと考えます。	現在の規定で読み込める内容となっております	中間案第7条（最終案第8条）により教育分野においても障害を理由とする差別は禁止されております。なお、教育制度は国の所管であることを御理解願います。
49	教育	16			具体的な標記が少ない。	御意見として賜ります	学校教育における、障害等に関する理解についての教育については、教育委員会と協議、調整しながら進めてまいります。
50	教育	16			盲ろう者の存在自体が社会に知られておらず、盲ろうの障害や困難、合理的配慮のニーズなど、教育現場から理解してもらえることが社会の理解にもつながっていくと考えられることから、そのような機会を作るため、県の教育委員会と当事者団体が連携して取り組めるようにして欲しい。	御意見として賜ります	学校教育における、障害等に関する理解についての教育については、教育委員会と協議、調整しながら進めてまいります。
51	情報保障	18	1		「障害の特性に応じた多様な意思疎通等の方法が普及するよう必要な施策を講ずるものとする。」とありますが、条例のなかで、具体的に規定してほしい。	ガイドライン作成時の参考といたします	障害特性に応じた具体的な意思疎通の方法については、ガイドラインに記載したいと考えております。

52	情報保障	18	1		<p>第18条第1項について、「県は、市町村、県民及び事業者等において、障害者が社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的に配慮され、可能な限りその障害の特性に応じたコミュニケーション手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大を図るため、障害の特性に応じた多様な意思疎通等の方法が普及するよう必要な措置を講ずるものとする。」規定すべきである。</p> <p>当初より力を入れる、と肝いりだった“はず”の差別の未然防止施策だが、中間案からはこれまでの障害者施策との違いが見えない。脱力感のみが伝わってくる。</p> <p>特に情報コミュニケーションについては、情報弱者とは・情報弱者に対する方針・施策等といった条項がない。そして情報提供に偏ったものとなっている。コミュニケーションは受信と発信双方が一体となったものだ。条例に具体的に書くことが県の姿勢、施策の担保となることから、条例に明記することが求められる。</p>	現在の規定で読み込める内容となっております	御意見につきましては、中間案第7条第2項（最終案第8条第2項）の合理的配慮の提供や、第3条第3号の基本理念で読み込める内容となっていることから、これらの規定に基づき施策を検討してまいります。
53	情報保障	18	1		<p>第18条第1項の後に「障害の特性に応じたコミュニケーション（意思疎通）、情報の送受信方法として、手話、触手話、口話、身振り、要約筆記、筆談、音声、手書き文字、点字、指点字、浮き出し文字、音訳、朗読、代読、代筆、拡大文字、平易な表現、絵図、絵文字、記号、透明文字盤、重度障がい者用意思伝達装置、パーソナルコンピュータ等の情報機器、その他の障がいの特性に応じて利用される意思等の伝達手段等がある。」と規定して欲しい。</p> <p>意思疎通と情報保障も柱になっているが、内容が非常に少ないと感じる。ガイドラインとは別に、条例でも具体的に規定すべきである。条例でも手話に関する記述、手話言語条例との関係性（関連性）、多様な意思疎通、コミュニケーション、情報提供についても具体的に規定すべきである。盲ろう者は、特定のコミュニケーション・意思疎通手段に限定・特定されると対応ができず、できる限り具体的に明記されたほうが、社会の理解にもつながる。</p>	一部最終案に反映いたします	<p>中間案第18条第1項（最終案第19条第1項）を以下のとおり修正します。</p> <p>「第19条 県は、市町村、県民及び事業者等において、手話、拡大文字、筆記、点字、音声、触手話（触覚により認識することができる手話をいう。）、平易な表現その他の障害の特性に応じた多様な意思疎通等の方法が普及するよう必要な施策を講ずるものとする。」</p> <p>なお、障害の特性に応じた多様な意思疎通の方法については、ガイドラインに記載することにより周知してまいります。</p>

54	情報保障	18	2	<p>第18条2に「音訳」と「代筆」を加えて、条文を以下のよう に修正していただきたい。 「県は、手話通訳、点訳、音訳、もうろう通訳解除、要約筆 記、代筆その他の方法により障害のある人の情報取得や意思 表明に係る意思疎通支援者の養成・確保及び技術向上のため の必要な施策を講ずるものとする。」 理由 視覚障害者の情報取得は点字よりも音声によるもののほうが 現状は多いこと、また、意思疎通は情報の受信だけでなく、 それを受けて筆記などによる意思表示とが相まって成立しま す。自筆が困難な視覚障害者にとって代筆は生活に不可欠な ものです。</p>	現在の規定で読み 込める内容となっ ております	御意見の「音訳」や「代筆」は「その他の方法」で読 み込める内容となっております。
55	情報保障	18	2	<p>（情報保障の推進）のところでは情報保障の手段については書 かれていますが、その手段を必要とする障害についての記載が 少ない。 障害の違いが多様だからこそ、情報保障の手段も多様になる ことが分かるような記載が必要。</p>	ガイドライン作成 時の参考といたし ます	ガイドラインには、障害特性毎の主なコミュニケー ション手段や、日常生活や社会生活に関わる分野別の 意思疎通への配慮を記載したいと考えております。
56	情報保障	18	3	<p>「県は、障害のある人が県政に関する情報を速やかに得ること ができるよう、可能な限り、障害のある人に配慮した方法 によって情報の提供を行うものとする。」とありますが、視 覚障害者は、情報の取得方法が限られていたり、情報障害と も言われているので、拡大文字、点字や音声による情報、テ キストデータなどで情報提供してもらえようにしてほし い。</p>	御意見として賜り ます	情報アクセシビリティに配慮した情報発信に努めてま いります。
57	情報保障	18	3	<p>3の「可能な限り」は、合理的配慮を相談する側が用いる場 合、相手に受け入れやすくするが、提供する側が使用する と、十分に対応してもらえないのではないかという不安が生 じる。対応が難しい場合は説明をすることで理解が得られる と考えられるので、「可能な限り」は省いたほうが県民にも 障害者にも明確に分かりやすくなると思われる。</p>	御意見として賜り ます	予算的・技術的制約等もあることから、「可能な限 り」という文言を入れております。
58	情報保障	18	3	<p>県政に関する情報の他、防災に関する情報や県から出される あらゆる情報を含めて欲しい。 例えば、ホームページに掲載されている情報が、視覚情報が 認識できない盲ろう者は、テキストデータを必要とするが、 一太郎やPDFデータや表が中心の資料等は読めないことが あり、内容が把握できず、困ることがある。</p>	最終案に反映いた します	中間案第18条（最終案第19条）に次の1項を加え ます。 「4 県は、市町村その他の関係機関と連携して、災害そ の他非常の事態の場合において、障害のある人に対し、そ の安全を確保するために必要となる情報を迅速かつ的 確に伝えられるよう、多様な情報提供の手段を確保する よう配慮するものとする。」 また、情報アクセシビリティに配慮した情報発信に努 めてまいります。

59	情報保障	18		<p>中間案について、特に行政や事業者との相互理解と連携、協力が不可欠であり、実効性のあるものにしていただきたい。行政においては、時間と予算の問題を理由に合理的配慮の提供ができない事例も少なくないが、障害の特性に配慮された情報提供、コミュニケーション、意思疎通支援、情報保障がしっかりできるように望む。</p> <p>盲ろう者は、目と耳の両方に不自由を抱え、移動、コミュニケーション、情報入手にいくつも困難を抱える。</p> <p>どれか一つ書けても動けないこともある。</p> <p>情報とコミュニケーションは人や社会とつながるために必要不可欠であることから多様かつ柔軟な理解と対応ができる条例にしていただきたい。</p>	御意見として賜ります	庁内の合理的配慮や情報アクセシビリティに配慮した情報発信に努めてまいります。
60	情報保障	18		<p>情報保障だけでなく、意思疎通（コミュニケーション）保障も明記してください。</p> <p>前文の項目で書いたとおり。「障害のある人が自分の意思をそれぞれの選択した手段で表明できるようにし、その意思は他の者の意見と同等に尊重される」ことをしっかりと書き込んでください。</p>	現在の規定で読み込める内容となっております	情報保障の推進として、「障害の特性に応じた多様な意思疎通等の手段が普及するよう必要な施策を講ずる」ほか、「意思疎通を支援する者の養成、確保及び技術の向上のために必要な施策を講ずる」こととしております。なお、正当な理由なく、意思疎通（コミュニケーション）そのものを拒否されたという場合には、「障害を理由とする差別」に関する事案と考えております。
61		18		<p>障害者のなかには、話すこと、聞きこと、見ること、書くこと、読むこと、認知することができず、情報アクセスやコミュニケーション手段の選択が保障されていない方がおられる。</p> <p>当初、条例制定は、「差別解消」と「情報コミュニケーション保障」と「手話言語」の3つの内容でしたが、差別解消と手話言語関係が独立しての条例化が進められ、情報コミュニケーション保障関係は、置き去りにされた。</p>	現在の規定で読み込める内容となっております	情報保障の推進については中間案第18条（最終案第19条）で規定するとともに、意思疎通（コミュニケーション）については、中間案第7条（最終案第8条）の不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供により保障しております。

62		18			<p>県民の障害等に関する理解を深めるために、その施策を総合的かつ計画的に推進するために、「基本計画」を策定することを追加してほしい。</p> <p>施策に関する条文分量が、極端に少ないのは、施策の実効性を欠くことになる。</p> <p>次の項目などにも言及してほしい。</p> <p>「災害時の対応」 「障害福祉サービス事業等に従事する人材育成の支援」 「就労支援に係る情報の共有」 「事業者による差別解消取り組みへの支援」 「雇用及び就労への支援」 「社会参加活動の推進」 「地域生活の支援」</p>	一部最終案に反映いたします 御意見として賜ります	<p>中間案第18条（最終案第19条）に次の1項を加えます。</p> <p>「4 県は、市町村その他の関係機関と連携して、災害その他非常の事態の場合において、障害のある人に対し、その安全を確保するために必要となる情報を迅速かつ的確に伝えられるよう、多様な情報提供の手段を確保するよう配慮するものとする。」</p> <p>なお、県の障害福祉施策の基本方針としては、障害者基本法第11条第2項に基づき、「みやぎ障害者プラン」を制定しております。</p> <p>また、この条例は、「障害を理由とする差別の解消」と「手話の公的認知を含む情報保障」を骨子とすることについて障害者施策推進協議会から了承を得た上で制定を進めてきたものです。その後、タウンミーティングでの御意見を踏まえ、条例の制定過程への障害当事者の参画や、「手話の公的認知」に関する条例を独立制定することとしましたが、骨子のそれ以外の部分には変更がないことを御理解願います。</p>
	第四章						
63	調整委員会	20	1		<p>10人以内で組織するとなると、5人の意見が多数派となり、5人の意思で決められる可能性が出てくるとなると、十分に審議できるかという懸念が残る。15人から20人とする、より広く意見を聞いて、全体として広い視点で、かつ理解が得やすくなるのではないかと感じることから、委員の人数を増やすべきと考える。中間案で障害当事者は、3、4名程度しか入らないことを危惧する声がある。障害への理解の観点からも当事者の人数を増やすべきという声もある。（類似 1件）</p>	一部最終案に反映いたします	<p>調整委員会は、公平中立な立場から紛争事案を解決するためのあっせん案を作成することが任務となりますが、10人以内の委員で偏りなく委員会を構成することができると考えております。</p> <p>なお、中間案第20条（最終案第21条）の次に以下の条を追加します。</p> <p>「（専門委員） 第22条 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。 2 専門委員は、当該専門の事項に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。」</p>
64	調整委員会	20	2		<p>障害のある人とその家族では立場が違うので、「又は」ではなく「及び」としていただきたい。</p>	現在の規定で読み込める内容となっております	<p>障害者団体向けの説明会で出された意見を反映し、中間案第20条第2項第2号及び第3号（最終案第21条第2項第2号及び第3号）でそれぞれ別に規定しております。</p>

65				<p>第4章の内容は、第2章の「体制整備」に属する内容である。法令班のアドバイスを受けた結果だと聞くが、説得力を持ってない。</p> <p>むしろ、第2章 「障害を理由とする差別の解消のための体制整備」の中に、4節分けして位置付けるのがよい。</p> <p>また、調整委員会の名称のなかに「相談に関する」という表記があるが、違和感がある。この委員会は第12条に規定しているように、その機能は「あっせん」（裁判外紛争解決手続きのひとつ）であって、相談機能ではない。</p> <p>第2章の4節分とは、次のとおりである。</p> <p>第1節 差別の禁止（の例示） 第7条</p> <p>第2節 相談体制 第8～9条</p> <p>第3節 紛争解決体制 第10～14条</p> <p>第4節 調整委員会 第19～24条</p>	一部最終案に反映いたします	<p>「障害のある人の相談に関する調整委員会」は「宮城県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会」と修正いたします。</p> <p>なお、条例の構成については、他の条例を参考として規定する部分が多いことを御理解願います。</p>
	第五章					
66	市町村の条例との関係	25		「手続きに着手したもの」の基準が不明確であるので、説明を加えてほしい。	最終案に反映いたします	御指摘の箇所は「手続きを開始したもの」と修正いたします。
	附則					
67	検討	3		3年後の検討だけでなく、施行後のモニタリングを県障害者差別解消支援地域協議会で実施してほしい。	御意見として賜ります	条例の内容については、関係法令の施行状況や社会情勢の変化等を勘案しながら条例の内容について検討を行い、その検討結果に基づいて、必要な措置を講じたいと考えております。
	その他					
68				名称が長くて、どんな条例かが分かりにくいいため、共生社会づくり条例など、分かりやすくしてほしい。	御意見として賜ります	この条例の目的は、障害を理由とする差別の解消を図り、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することであることから、このような仮称としております。

69				<ul style="list-style-type: none"> ・「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」という名称は、長くて内容が分かりにくい。 ・障害者差別の解消（禁止）と情報保障を柱にされているが、名称から内容が読み取りにくいと感じる。 ・「宮城県障害者差別解消条例」または、「障害者差別禁止条例」としたほうが県民にも目的が分かりやすくなるのではないかと。また、村井知事も会見等で「障害者差別解消条例」と表現していることも、簡潔かつ明確に県民に伝わりやすく、分かりやすいと感じる。 <p>【名称案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①宮城県障害者差別禁止条例 ②宮城県障害者差別解消条例 ③宮城県障害者が暮らしやすい社会条例 ④「宮城県障害者差別解消、及び情報保障条例」（共生社会条例）（類似 2件） 	御意見として賜ります	この条例の目的は、障害を理由とする差別の解消を図り、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することであることから、このような仮称としております。
70	防災			震災で被災した視覚障害者の立場から、災害時の防災情報や避難行動、避難所生活に至るまで、困難な状況になることが想定されますので、情報が入りにくい、移動が困難な視覚障害者が取り残されないように防災に関連した規定も盛り込むと条例が生きてくると思いますので、ぜひ防災についても規定してほしい。	最終案に反映いたします	中間案第18条（最終案第19条）に次の1項を加えます。 「4 県は、市町村その他の関係機関と連携して、災害その他非常の事態の場合において、障害のある人に対し、その安全を確保するために必要となる情報を迅速かつ的確に伝えられるよう、多様な情報提供の手段を確保するよう配慮するものとする。」
71	協議会			「宮城県障害者差別解消推進地域協議会」の追加 共生社会推進のための、障害当事者、県、県民、事業者、市町村、学識経験者によって構成される地域協議会の設置を本条例で規定してください。差別解消法で規定されている地域協議会が宮城県ではほとんど行われておりません。共生社会の推進には、個別の相談への対応のほかに、地域にある構造的な課題への取り組みが不可欠です。	御意見として賜ります	県障害者差別解消支援地域協議会は、差別解消法を根拠としているものであることから、条例で改めて規定する必要はないと考えております。
72	配慮提供支援			「合理的配慮の提供支援に関する施策」の追加 差別解消には、参加の平等を確保するための合理的配慮の提供が不可欠です。民間企業や地域の団体が合理的配慮を行う際の経済的負担を助成し、積極的に合理的配慮の提供が行われるようにしてください。他の自治体でも行われている施策です。宮城県でもぜひ取り入れてください。	御意見として賜ります	合理的配慮の提供については、事業者への普及啓発の施策により、その促進を図ってまいります。
73	包括規定			条例では、包括的に規定して、ガイドラインで具体的に説明をしたり、事例を挙げると聞いていますが、ガイドラインでは、法的な拘束力がないため、条例で規定した方が、当事者として、動きやすくなります。（特に情報保障の推進に関する部分）	御意見として賜ります	条例では対象が限定されないよう、ある程度包括的・抽象的に記載していることを御理解願います。

74	ガイドライン				「共生条例」「手話言語条例」この2つの条例について8月に行われた公開ヒアリングで様々な意見が出ました。条例に載せることではない部分はガイドライン作成時に参考にするという回答がいくつかありましたが、ガイドライン作成の進捗状況はどうなっているのか障害者団体は気にしています。制定までのスケジュールがあまりありませんが、ガイドラインに意見が反映されるように意見交換の場を何度か用意していただければと思います。	ガイドライン作成時の参考といたします	条例の施行に合わせてガイドラインも公表したいと考えております。なお、ガイドラインに記載する内容によっては、障害者団体の方々の御意見も参考にしながら作成していきたいと考えております。
75	ガイドライン				ガイドラインでは、分かりやすく説明したり、当事者の声を反映して欲しい。	ガイドライン作成時の参考といたします	ガイドラインは、多くの方々に内容を理解していただけるよう、分かりやすい記述に努めてまいります。なお、ガイドラインに記載する内容によっては、障害者団体の方々の御意見も参考にしながら作成していきたいと考えております。
76	ガイドライン				ガイドラインの作成や、障害者施策の策定にあたっては障害者団体と相談しながら進めて欲しい。	ガイドライン作成時の参考といたします	ガイドラインについては、障害者団体の方々の御意見も参考にしながら作成していきたいと考えております。
77	ガイドライン				障害者施策推進協議会で配布されたガイドラインについて、各障害のうち10の障害が作成中で文章がない。理解を得るためには、各障害の特性を知ってもらうことが必要。このパブコメの時点で県の理解と考えを具体的に知ることができないのは納得できない。	御意見として賜ります	今回のパブリックコメントは、条例の中間案について御意見を募集したものであることを御理解願います。なお、御指摘のガイドライン（未定稿）は、規定する内容等のイメージを障害者施策推進協議会の各委員にお伝えするために配布したものです。
78	パブコメ掲載方法				(1) ホームページの「中間案」には、視覚障害者に利用しやすいテキストデータと可能であれば点字データも掲載するようお願いします。 (2) パブリックコメントの提出方法に「点字も可」と記載願います。	御意見として賜ります	今回のパブリックコメントにおいては、視覚に障害のある方への配慮として、障害福祉課、県政情報センター及び仙台地方振興事務所を除く各地方振興事務所（地域事務所）県政情報コーナーにおいて点字資料も配架しておりました。今後は、いただいた御意見を参考にさせていただきます。
79					「条例制定」と「ガイドライン作成」と「施策立案」の比重割合を、1：3：6と願っている。にもかかわらず、施策立案の具体的計画がほとんど、見えていない。	御意見として賜ります	今回のパブリックコメントは、条例の中間案について御意見を募集したものであることを御理解願います。
80					団体ヒアリングやタウンミーティングによる意見が十分に反映されたとは言い難い状況である。共生社会条例（仮称）への意見では、「御意見として賜ります」が約42%、「ガイドライン作成時の参考といたします」が約20%、「中間案に反映いたします」が約14%となっており、意見を述べても、記録がない内容もあった。	御意見として賜ります	御意見を全て条例案に反映することは難しいことを御理解願います。また、障害者団体向けの説明会でいただいた御意見につきましては、令和2年度第2回障害者施策推進協議会の参考資料として配付しておりますが、当該説明会でいただいた御意見のうち、条例の規定に関するものにつきましては網羅しているものと考えております。
81					「身体障害者補助犬」をもっと広めて欲しい。外出時、飲食店の理解を得られないことで、困ったり傷ついたりしたことがあります。	御意見として賜ります	「身体障害者補助犬」の普及啓発に努めてまいります。

82				また、視覚障害者は移動が困難で、公共交通機関の恵まれている地域と恵まれていない地域とではあまりにも大きな差がある。そこで公共交通機関に恵まれていない地域ではどのような移動の方法があるか助言してほしい。	質問回答	各市町村では、地域生活支援事業として、移動支援事業を行っております。詳細につきましては、お住まいの市町村にお問い合わせください。
83				当初、条例制定は、「差別解消」と「情報コミュニケーション保障」と「手話言語」の3つの内容でしたが、差別解消と手話言語関係が独立しての条例化が進められ、情報コミュニケーション保障関係は、置き去りにされている状況である。是非、来年度以降、情報保障関係条例の制定に向けて動いてほしい。	御意見として賜ります	別に制定を進めている「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」中で、情報保障も規定していることから、別途情報コミュニケーションについての条例を制定することは考えておりません。